

広報すぎなみ

Suginami



支えあい共につくる
安全で活力あるみどりの住宅都市 杉並

7/1
令和2年(2020年)
No.2281

新型コロナウイルスに関する
最新情報はこちらで
ご確認ください

区では、区ホームページやツイッター
で、随時情報をお伝えしています。



新型コロナウイルス
感染症情報
(区ホームページ)



杉並区公式ツイッター
(地震・水防情報等)
@suginami_tokyo

新型コロナウイルス感染症対策に係る補正予算を編成

杉並区の文化・芸術活動を支援します

杉並区は、古くから文化薫るまちとして知られ、杉並芸術会館(座・高円寺)や杉並公会堂等の公共施設のほか、劇場、ホール、ギャラリー、ライブハウスなど多くの民間施設を拠点として、文化・芸術活動が盛んに行われてきました。

しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大とともに、活動の場は休業を余儀なくされ、危機的な状況にあります。そこで、文化・芸術活動を守り、区民の皆さんがその活動から元気をもらえるよう、「すぎなみアート応援事業」を立ち上げました。

その他、区内中小事業者支援や、ひとり親世帯・就学援助認定者への支援、震災救援所等におけるテント型プライベートルームの配備など、区民生活に密接に関わる新型コロナウイルス感染症対策を実施するため、18億1488万2000円の補正予算を編成しました。

すぎなみアート応援事業

- 文化・芸術発信の場継続給付金 3800万円
- 新しい芸術鑑賞様式助成金 1億8000万円
- 日本フィルハーモニー交響楽団への活動助成
..... 1320万円

区民が安心して芸術鑑賞できる機会を確保するため、杉並区の文化・芸術活動を「場を守る取り組み」と「活動を守る取り組み」の両面から一体的に支援します(下表のとおり)。

活動を守る取り組みの一環として、区と25年以上の友好提携関係にある日本フィルハーモニー交響楽団が、感染症対策を講じて行うコンサート実施費用の一部を区が負担します。

図文化・交流課文化振興担当

場を守る取り組み (劇場やホール等の運営者向け)



杉並区文化・芸術発信の場継続給付金

感染症収束後も文化施設の営業を継続できるよう、国の持続化給付金を受けた施設の運営事業者に対し、給付金を上乗せして支給します。

区内で文化施設の運営をしており、国の持続化給付金の給付を受けた個人または法人

▶対象施設例=劇場、ホール、ギャラリー、ライブハウス、映画館、能楽堂等

※対象外施設例=公演や展示が主たる目的ではない施設(音楽スタジオ、音楽教室、ダンススタジオ、カフェギャラリー、民芸・工芸店、雑貨店等)。

一施設当たり個人20万円。法人40万円
100施設程度(定員に達し次第終了予定)

郵送

区ホームページから取り出せます

3年1月29日(必着)まで

活動を守る取り組み (文化・芸術活動事業者向け)



杉並区新しい芸術鑑賞様式助成金

3密を防ぐ等の新型コロナウイルス感染症対策を講じて区内で実施する文化・芸術活動事業に対し、事業に係る経費の一部を助成します。

以下のいずれかに該当する方

- ①区内在住の個人、または区内に活動拠点がある団体で、平成31年4月1日~令和2年6月17日に区内外で広く一般公衆に観賞させることを目的とした公演や展示会等の事業実績があること
- ②住所や活動拠点がどこかを問わず、個人または団体で平成31年4月1日~令和2年6月17日に区内で広く一般公衆に観賞させることを目的とした公演や展示会等の事業実績があること

1事業当たり上限30万円
第1期300件程度(第2期で300件程度を予定)
※同一申請者による複数の申請不可。

郵送・Eメール

区ホームページから取り出せます

第1期=7月31日(必着)まで ※第2期は10月頃開始予定

2面に続く

Contents — 主な記事 —

8 | 図書館 7月の行事 12 | すぎなみ地域大学 8~9月開講講座の受講生を募集します

〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1 | ☎ 3312-2111(代表) FAX 3312-9911(広報課直通) | 🌐 区ホームページ: <https://www.city.suginami.tokyo.jp/> | 📰 発行: 杉並区 | ✎ 編集: 広報課



皆さんにお知らせ

7月5日(日)は東京都知事選挙の投票日です。忘れずに投票しましょう!

広報すぎなみは月2回(1・15日)発行。新聞折り込みのほか、区の施設・駅・コンビニエンスストアなどの広報スタンドに設置しています。

1面の続き

その他の支援

中小事業者支援

■店舗家賃助成金……………1億7500万円

国の持続化給付金の対象となる中小事業者が営む区内の店舗の家賃負担軽減を図るため、家賃減額を実施したオーナーに、減額した家賃の一部を助成します。

■廃業経費補助金……………900万円

新型コロナウイルス感染症の影響により廃業した個人事業者等に、廃業後に発生する区内の店舗の家賃相当分の費用を補助します。

…………… いずれも ……………

☎ 産業振興センター家賃助成担当 ☎5347-9135

上記2事業の詳細は、3面へ

ひとり親世帯への臨時特別給付金支給事業

■児童育成手当・児童扶養手当受給世帯等への給付金……………5億56万8000円

子育て負担の増加や収入の減少等の影響を受けているひとり親世帯を支援するため、国のひとり親世帯臨時特別給付金を支給するとともに、区独自の給付金支給事業を実施します。

☎ 子ども家庭部管理課子ども医療・手当係

詳細は、3面へ

生活困窮者等自立促進支援事業

●住居確保給付金

……………7億7268万3000円

生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金を支給します。

☎ 在宅医療・生活支援センター生活自立支援担当 ☎3393-0737

特別支援教育

●済美養護学校スクールバス増便に係る経費

……………792万円

通学時の乗車率を緩和するために、バスを増便し、児童・生徒の安全確保を図ります。

☎ 特別支援教育課計画係 ☎5929-9481

会計年度任用職員(短時間)人件費

●スクール・サポート・スタッフの追加配置に係る報酬

……………1256万円

学校再開に伴う教員の負担軽減を目的として、事務補助を行うスクール・サポート・スタッフの配置を拡大します。

☎ 教育人事企画課人事企画担当

防災施設整備

■震災救援所等に配備する新型コロナウイルス対策物品(テント型プライベートルーム)の購入

……………1077万2000円

新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、体調不良者などの個室空間を確保するテント型プライベートルームを、震災救援所および水害避難所に配備します。

☎ 防災課

公園事業

■区立公園等の見守り事業に係る委託費

……………3505万円

区立公園等における感染予防策として、休業により失業した者等の人材を活用し、ソーシャルディスタンスの確保など区立公園等の適正利用を促す見守り事業を実施します。

☎ みどり公園課

小中学校就学諸援助

■学校臨時休業期間中の就学援助認定者への昼食代支援

……………6012万9000円

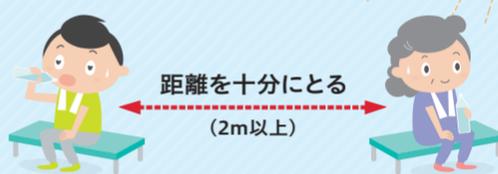
低所得世帯の児童・生徒を支援するため、就学援助認定者に対し、区立小中学校臨時休業期間中の昼食代に要する経費を補助します。

☎ 学務課就学奨励担当

「新しい生活様式」における熱中症予防行動

マスクは適宜外しましょう

- 気温・湿度の高い中でのマスク着用は要注意
- 屋外で人と十分な距離(2m以上)を確保できる場合には、マスクを外す
- マスクを着用している時は、負荷のかかる作業や運動を避け、周囲の人との距離を十分にとった上で、適宜マスクを外して休憩を



高齢者、障害者、子どもの皆さんは熱中症にかかりやすいので十分に注意してください。3密(密集、密接、密閉)を避けつつ、周囲の方からも積極的な声掛けをお願いします。

出典：厚生労働省ホームページ

清掃現場からのお知らせ

ごみ・資源収集の現場では、これからの季節、熱中症にかかる恐れがあるため、人と十分な距離が確保できる場合には、収集職員がマスクを着用せずに作業を行うことがあります。

ご理解をいただきますよう、よろしくお祈いします!



☎ ごみ減量対策課、杉並清掃事務所 ☎3392-7281

新型コロナウイルス | 次の症状がある方はご相談ください

- 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある
- 重症化しやすい方*で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある
- 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続いている

*高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差があります。強い症状と思う場合にはすぐにご相談ください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。

杉並区帰国者・接触者電話相談センター
☎3391-1299 (平日午前9時～午後5時)

新型コロナ受診相談窓口
(帰国者・接触者電話相談センター)

☎5320-4592

(平日午後5時～翌日午前9時。土・日曜日、祝日は終日)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた

中小事業者への支援

—問い合わせは、産業振興センター家賃助成担当☎5347-9135へ。

	店舗家賃助成金	廃業経費補助金
概要	持続化給付金の対象となる中小事業者が営む区内店舗の負担軽減を図るため、4・5月分の家賃を減額したオーナーに家賃の一部を助成 ※店舗とは、来店する一般消費者に、商品の販売やサービスの提供を行う施設であること（主たる目的がオフィス、倉庫、作業所、駐車場、居住用等の場合を除く）。	区内で店舗を営み、4・5月に廃業した個人事業者等の廃業に係る負担軽減を図るため、廃業後に発生する経費を助成
対象者	家賃を減額したオーナー	廃業した個人事業者等
助成額	減額分の2分の1（1店舗につき上限20万円）	廃業後に発生する店舗の家賃相当分（上限90万円）
申請方法	原則、産業振興センター（〒167-0043上荻1-2-1Daiwa荻窪タワー2階）へ郵送	原則、産業振興センターへ持参
申請書類	産業振興センターで配布。または区ホームページから取り出せます	
申請期限	8月31日（消印有効）まで	

※詳細は、区ホームページを参照。

雇用調整助成金の申請支援窓口を設置しています

国の「雇用調整助成金」の申請をサポートするため、ウェルファーム杉並（天沼3-19-16）に申請支援窓口を設置しています。制度の説明や申請書類の記入のサポート等を社会保険労務士が行います。電話で予約が必要です。

☎産業振興センター就労・経営支援係☎5347-9077



ひとり親世帯の皆さんへ

臨時特別給付金を支給します



新型コロナウイルス感染症の影響を受けているひとり親世帯の生活を支援するため、下記のとおり臨時特別給付金を支給します。いずれも対象となる方には区からお知らせを発送しますので、**申請手続きは不要です**。希望しない場合は、届け出書を提出してください。詳細は、お知らせ、または区ホームページをご覧ください。

—問い合わせは、子ども家庭部管理課子ども医療・手当係☎5307-0785へ。



区独自の支援

児童育成手当を受給している方

- ◆支給対象者
区から5月分の児童育成手当を受給している方
- ◆お知らせ送付時期
6月18日に発送しました。対象となる方でお知らせが届いていない方は、お問い合わせください。
- ◆支給額
児童1人につき1万5000円（1回限り）
- ◆支給時期
7月13日以降に、児童育成手当を受給している口座に振り込み

児童扶養手当を受給している方

- ひとり親世帯臨時特別給付金（基本給付分）
- ◆支給対象者
区から6月分の児童扶養手当を受給している方
 - ◆お知らせ送付時期
7月上旬
 - ◆支給額
1世帯5万円。第2子以降1人につき3万円（1回限り）
 - ◆支給時期
7月下旬以降に、児童扶養手当を受給している口座に振り込み

●収入が減少したひとり親世帯等を対象にした「ひとり親世帯臨時特別給付金」（要申請）については、申請方法等の詳細が決まり次第、「広報すぎなみ」や区ホームページなどでお知らせします。問い合わせは、厚生労働省ホームページまたは同コールセンター☎0120-400-903もご利用ください。

感染症防止対策

区立施設・区事業を段階的に再開しています。利用者・参加者の皆さんも下記の対策にご協力をお願いいたします。

- 体調不良者の利用自粛
- マスク着用や手洗い・手指消毒の励行
- ソーシャルディスタンスの十分な確保
- 室内の定期的な換気
- 大声での発声、歌唱、声援等が生じる活動の自粛



特別定額給付金(1人につき10万円)の申請はお済みですか？

—問い合わせは、杉並区特別定額給付金コールセンター☎0120-798-063（土・日曜日、祝日を含む午前8時半～午後6時半）へ。

区が各世帯主へ発送した郵送申請書類に必要な事項を記入し、「本人確認書類」と「受取口座の確認書類」の写しを添付の上、返信用封筒（切手不要）により、申請してください。申請期限は、**8月24日（消印有効）**です。

基準日（4月27日）現在、区に住民登録のある方で、申請書がまだ届いていない方は、上記コールセンターへお問い合わせください。

給付金詐欺にご注意ください

区や国から、以下のようなことをお願いすることは、絶対にありません。

- ATMの操作
- 受給のための手数料の振り込み
- メールを送り、URLのクリックによる申請依頼 など

区からのお知らせ

SUGINAMI INFORMATION

【重要なお知らせ】

新型コロナウイルスの感染状況によっては、本紙および過去の「広報すぎなみ」掲載の催しや募集の内容等が中止または延期となる場合があります。最新情報は、各問い合わせ先にご確認いただくか、区ホームページをご覧ください。



保険・年金

2年度介護保険料通知を発送します

介護保険第1号被保険者(65歳以上の方)全員に、2年度の介護保険料段階・年間保険料の通知を7月8日(水)に発送します。介護保険料段階は、2年度住民税課税状況等(元年中の所得)を基に決定しています。

第1号被保険者の保険料の納め方は、特別徴収(年金からの引き落とし)と普通徴収(納付書払いまたは口座振替)があります。ご自身の納め方は、通知書で確認してください。本人の希望で特別徴収と普通徴収を選択することはできません。納付書払いの方は、同封の納付書でお支払いください。

◆介護保険料の軽減

第1～3段階の介護保険料は、国の低所得者保険料軽減強化の実施(元年10月からの消費税増税に伴う財源の活用)により、下表のとおり引き下げています。

◆新型コロナウイルス感染症の影響により介護保険料の支払いが困難な方へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業の休業、失業等の理由で著しく収入が減少し、保険料を

納めることができなくなった場合は、申請による保険料の減免等の制度があります。

①減免の要件

(1)新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷を負った世帯(2)新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入の減少が見込まれ、次の項目全てに該当する方

- ・事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額)が前年の当該事業収入等の10分の3以上であること
- ・減少が見込まれる事業収入等にかかる所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

※減免内容は要件や前年の合計所得金額に応じて8割軽減～全額免除

②減免対象となる保険料

元年度および2年度分の保険料であって、2年2月1日～3年3月31日に納期限がある保険料

③申請について

減免申請については7月8日以降、原則郵送での申請を受け付けます。必要書類、申請方法についてはお問い合わせください

☎介護保険課資格保険料係

障害基礎年金をご存じですか

障害基礎年金は、国民年金加入中や20歳前または60～64歳に初診日(初めて医師の診療を受けた日)であり、診断を受けた日ではありません)のある病気やけがなどで重い障害があり、日常生活に著しい支障がある場合に請求することができます。

ただし、初診日の前日において、初診日がある月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間と免除・納付猶予・学生納付特例期間を合わせて3分の2以上あるか、初診日の前日において、初診日がある月の前々月までの直近1年間に保険料の未納がないことが要件となります。

なお、20歳前に初診日のある障害の場合は、本人の所得により、年金の支給が制限される場合があります。また、初診日が老齢年金を繰り上げ請求した後の場合、障害年金は請求することができなくなります。

原則として、65歳になる前までの手続きが必要で

す。詳細は、お問い合わせください。
☎国保年金課国民年金係、厚生年金加入中および第3号被保険者期間中に初診日のある方は杉並年金事務所 ☎3312-1511

子育て・教育

児童手当などの現況届の提出はお済みですか

児童手当・児童育成手当・児童育成(障害)手当を受給している方へ、現況届用紙を6月初旬に郵送しました。現況届の提出がないと6月分以降の手当を支給することができません。まだ提出していない方は、不足の書類がないかを確認の上、必ず提出してください。☎児童手当・児童育成手当については子ども家庭部管理課子ども医療・手当係、児童育成(障害)手当については障害者施策課障害者福祉係

健康・福祉

保健福祉サービス苦情調整委員制度

保健福祉サービスについて、本人、配偶者および親族等が苦情を申し立てることができます(1年以上過去の出来事、裁判で係争中または判決等のあった事項、議会に請願・陳情を行っている事項、医療行為に関することなどを除く) ▶申し立て方法=保健福祉サービス苦情調整委員と面談の上、「苦情申立書」を提出

◇苦情調整委員相談日

相談は、3名の委員が交替で行います。
☎月3回午後1時30分～4時(受け付けは午後3時まで)
▶7～10月の相談日=7月1日(水)・9日(木)・14日(火)、8月5日(水)・13日(木)・18日(火)、9月2日(水)・10日(木)・15日(火)、10月7日(水)・15日(木)・20日(火) ☎保健福祉部管理課(区役所西棟10階) ☎☎電話または直接、同課保健福祉支援担当 ☎1人1時間

福祉サービス第三者評価の受審費助成

受審を予定している事業者は、各担当窓口へ申請してください。予算に限りがあるため、法令等で受審が要件となっていないサービスには、受審費の助成ができない場合があります。また、助成額には上限金額が定められています。

評価結果は、とうきょう福祉ナビゲーションHP <http://www.fukunavi.or.jp/> で公表しています。

☎申請期間=9月15日まで ☎「杉並区福祉サービス第三者評価事業補助金交付要綱」で定める事業者 ☎高齢者分野は介護保険課事業者係、障害者分野は障害者施策課管理係

保険料段階	対象者	保険料額(年額)軽減後
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯全員(一人世帯含む)が住民税非課税で、本人が老齢福祉年金受給の方。または本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	2万2440円
第2段階	世帯全員(一人世帯含む)が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え、120万円以下の方	3万円
第3段階	世帯全員(一人世帯含む)が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	5万4480円

7月の各種相談

内容	日時・場所・対象・定員ほか	申し込み・問い合わせ
住まいの修繕・増改築無料相談★	☎7月3日(金)・6日(月)・10日(金)・13日(月)・17日(金)・20日(月)・27日(月)・31日(金)午後1時～4時 ☎区役所1階ロビー	☎東京土建杉並支部 ☎3313-1445、区住宅課
建築総合無料相談会・ブロック塀相談会★	☎7月7日(火)・21日(火)午後1時～4時 ☎区役所1階ロビー ☎☎図面などがある場合は持参。ブロック塀相談会は、ブロック塀の現況写真等を持参	☎東京都建築士事務所協会杉並支部 ☎6276-9208、区市街地整備課耐震改修担当
住宅の耐震無料相談会・ブロック塀相談会★	☎7月8日(水)午後1時～4時 ☎区役所1階ロビー ☎☎図面などがある場合は持参。ブロック塀相談会は、ブロック塀の現況写真等を持参	☎区市街地整備課耐震改修担当
マンション管理無料相談	☎7月9日(木)午後1時30分～4時30分 ☎区役所1階ロビー ☎☎区内在住のマンション管理組合の役員・区分所有者等 ☎☎3組(申込順)	☎杉並マンション管理士会HP http://suginami-mankan.org/ から申し込み。または申込書(区ホームページから取り出せます)を、同会事務局 ☎3393-3652へファクス ☎☎同会事務局 ☎3393-3680、区住宅課空家対策係
書類と手続き・社会保険に関する相談会★	☎7月10日(金)午後1時～4時 ☎区役所1階ロビー ☎☎関係資料がある場合は持参	☎東京都行政書士会杉並支部 ☎0120-567-537、東京都社会保険労務士会中野杉並支部 ☎6908-8046、区政相談課
専門家による空家等総合無料相談会	☎7月16日(木)午前9時20分・10時15分・11時10分 ☎相談室(区役所西棟2階) ☎☎区内の空家等の所有者等(親族・代理人を含む) ☎☎各1組(申込順) ☎☎1組45分	☎☎電話または直接、住宅課空家対策係(区役所西棟5階)。または申込書(区ホームページから取り出せます)を、7月14日(必着)までに同係 ☎5307-0689へ郵送・ファクス ☎☎同係
不動産に関する無料相談	☎7月16日(木)午後1時30分～4時30分 ☎区役所1階ロビー	☎☎電話で、東京都宅地建物取引業協会杉並支部 ☎3311-4937(平日午前9時～午後5時(祝日を除く)) ☎☎同支部、区住宅課
弁護士による土曜法律相談	☎7月18日(土)午後1時～4時 ☎相談室(区役所西棟2階) ☎☎12名(申込順) ☎☎1人30分	☎☎電話で、7月13日～17日午前8時30分～午後5時に専門相談予約専用 ☎5307-0617。または直接、区政相談課(区役所東棟1階)で予約 ☎☎同課
住民税(特別区民税・都民税)夜間電話相談	☎7月20日(月)午後5時～8時30分	☎納税課 ☎5307-0634～6

※★は当日、直接会場へ。

凡例 ☎日時 場場所 内内容 師講師 対対象 定定員 費参加費(記載のないものは無料) ☎申し込み(記載のないものは直接会場へ) ☎☎問い合わせ 他その他 ☎Eメールアドレス HPホームページアドレス

生活・環境

地籍調査を実施します

道路や水路の官有地に接する土地について、所有者(登記簿上の所有者)の調査や境界測量などを実施します。

調査期間=3年2月まで▶実施地域=高円寺南3丁目の一部、清水1・2丁目、本天沼2・3丁目、天沼1~3丁目、上荻1丁目
 土木管理課道路台帳係
 高円寺南3丁目の一部の土地所有者は、現地立ち会いの必要あり(別途、お知らせを送付)

採用情報 ※応募書類は返却しません。

特別区職員

①Ⅲ類(高卒程度)

第1次試験日=9月13日(日)▶受験資格=日本国籍を有し、平成11年4月2日~15年4月1日に生まれた方▶試験区分=事務

②経験者

第1次試験日=9月6日(日)▶採用区分、試験・選考区分、主な受験資格=下表のとおり(いずれも昭和36年4月2日以降に生まれた方)

③障害者

第1次選考日=9月13日(日)▶受験資格=日本国籍を有し、次の要件の全てを満たす方(1)次の(ア)~(イ)のいずれかに該当する方(ア)身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けている(イ)都道府県知事または政令指定都市市長が発行する療育手帳の交付を受けている(ウ)児童相談所等により知的障害者であると判定された(エ)精神保健および精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている(2)平成元年4月2日~15年4月1日に生まれた(3)活字印刷文または点字による出題に対応できる▶試験区分=事務(高卒程度)

④就職氷河期世代

第1次選考日=9月6日(日)▶受験資格=日本国籍を有し、昭和45年4月2日~61年4月1日に生まれた方▶試験区分=事務

…………… いずれも ……………

試験・選考案内(申込書)の配布場所=人事課人(経験者)

採用区分	試験・選考区分	主な受験資格
1級職	事務・土木造園(土木)・建築・機械・電気	・日本国籍を有する方 ・民間企業等における業務従事歴が直近10年中4年以上ある方(1つの民間企業等での継続した経験のみを対象とし、複数の経験は通算しない)
	福祉	・民間企業等における業務従事歴が直近10年中4年以上ある方(1つの民間企業等での継続した経験のみを対象とし、複数の経験は通算しない) ・社会福祉士もしくは児童指導員の資格を有する、または保育士の資格を有し都道府県知事の登録を受けている人
	児童福祉・児童指導	・民間企業等における業務従事歴が直近10年中4年以上あり、そのうち、児童相談所等での業務従事歴が2年以上ある方 ・社会福祉士もしくは児童指導員の資格を有する、または保育士の資格を有し都道府県知事の登録を受けている方
	児童心理	・心理に関連する業務の従事歴が直近10年中4年以上あり、そのうち、児童相談所等での業務従事歴が2年以上ある方 ・学校教育法に基づく大学(短期大学を除く)の心理学科を卒業、またはこれに相当する方
2級職(主任)	事務・土木造園(土木)・建築	・日本国籍を有する方 ・民間企業等における業務従事歴が直近14年中8年以上ある方(業務従事歴は1年以上の期間について、複数のものを通算することができる。ただし、そのうち1カ所については、継続した4年以上の経験を有すること)
	福祉	・民間企業等における業務従事歴が直近14年中8年以上ある方(業務従事歴は1年以上の期間について、複数のものを通算することができる。ただし、そのうち1カ所については、継続した4年以上の経験を有すること) ・社会福祉士もしくは児童指導員の資格を有する、または保育士の資格を有し都道府県知事の登録を受けている方
	児童福祉・児童指導	・民間企業等における業務従事歴が直近14年中8年以上あり、そのうち、児童相談所等での業務従事歴が3年以上ある方 ・社会福祉士もしくは児童指導員の資格を有する、または保育士の資格を有し都道府県知事の登録を受けている方
	児童心理	・心理に関連する業務の従事歴が直近14年中8年以上あり、そのうち、児童相談所等での業務従事歴が3年以上ある方 ・学校教育法に基づく大学(短期大学を除く)の心理学科を卒業、またはこれに相当する方
3級職(係長級)	児童福祉・児童指導	・民間企業等における業務従事歴が直近18年中12年以上あり、そのうち、児童相談所等での業務従事歴が5年以上ある方 ・社会福祉士もしくは児童指導員の資格を有する、または保育士の資格を有し都道府県知事の登録を受けている方
	児童心理	・心理に関連する業務の従事歴が直近18年中12年以上あり、そのうち、児童相談所等での業務従事歴が5年以上ある方 ・学校教育法に基づく大学(短期大学を除く)の心理学科を卒業、またはこれに相当する方

※業務従事歴は3年3月31日時点基準日とします。また、満22歳に達した日の属する年度の翌年度の4月1日以降の期間に限ります。
 ※Ⅰ類採用試験【一般方式】および【土木・建築新方式】や、就職氷河期世代を対象とする採用試験に申し込んだ方は、試験区分や受験の有無に関わらず、経験者採用試験・選考の申し込みができません。

事係(区役所東棟5階)、区民事務所、地域区民センター、図書館、就労支援センター、特別区人事委員会事務局任用課
 インターネット=7月16日午後5時(受信有効)までに特別区人事委員会ホームページから申し込み▶郵送=申込書を、7月14日(消印有効)までに特別区人事委員会事務局任用課採用係(〒102-0072千代田区飯田橋3-5-1) 同係 ☎5210-9787、区人事課人事係 ☎採用予定数などの詳細は、採用試験・選考案内参照

募集します

①高齢者住宅「みどりの里」②区営住宅(家族向け)③都営住宅地元割り当て

住宅に困っている方に向け、以下のとおり募集します。申し込みには、所得基準額等の条件があります。

①高齢者住宅「みどりの里」の空き室待ち登録者

募集数=単身世帯29戸、2人世帯10戸▶申し込み資格=(1)65歳以上の1人暮らし、または65歳以上の方と60歳以上の方で構成されている2人世帯(2)区内に引き続き2年以上居住し、そのことが住民票などで証明できる(3)自立して日常生活が営める

②区営住宅(家族向け)の空き室待ち登録者

募集数=一般世帯向け38戸、障害者・高齢者世帯向け15戸▶申し込み資格=(1)区内に引き続き2年以上居住する成年者で、そのことが住民票などで証明できる(2)同居親族がいる

③都営住宅地元割り当ての空き室入居者

募集住宅(募集数)=堀ノ内3-49(2戸)、久我山1-3(1戸)、井草3-15ほか(1戸)、宮前3-8(1戸)/いずれも2人以上。家族向け▶申し込み資格=(1)申込者本人が区内に居住する成年者で、そのことが住民票などで証明できる(2)同居親族がいる

…………… いずれも ……………

「申込みのしおり」配布期間=7月13日まで(各配布場所の休業日を除く)▶配布場所=区役所1階ロビー、住宅課(区役所西棟5階)、福祉事務所、区民事務所(平日夜間および休日は、区役所の夜間休日受付で配布)▶申込書を専用封筒で、7月15日(必着)までに郵送▶住宅課住宅運営係▶公開抽選会を8月7日(金)に区役所分庁舎(成田東4-36-13)で実施(①午前10時②③午後2時)。詳細は、「申込みのしおり」を

参照

ファミリーサポートセンター協力会員

保育園・学童クラブなどへの送迎やそれに伴う子どもの預かり、保護者の外出時などの子どもの一時的な預かりなど(会員宅や児童館などで)▶謝礼=1時間800円(早朝・夜間1000円)▶区内または区に隣接する区市在住の20歳以上で、各研修に参加できる方▶電話で、杉並区社会福祉協議会 ☎5347-1021▶会員登録後、7月8日(水)の研修会に参加。詳細は、お問い合わせください

東京都子育て支援員研修(第2期)の受講者

子育て支援分野に従事する上で、必要な知識や技能等を有する「子育て支援員」の養成研修▶募集コース=①地域保育コース②地域子育て支援コース③放課後児童コース④社会的養護コース▶研修実施時期等=2年9月から順次開始▶研修場所=都内(新宿区ほか)▶都内在住・在勤の方▶申込書(子ども家庭部管理課〈区役所東棟3階〉で配布。または東京都福祉保健財団、東京リーガルマインドホームページから取り出せます)を、7月15日(必着)までに①東京都福祉保健財団(〒163-0718新宿区西新宿2-7-1小田急第一生命ビル18階)②③④東京リーガルマインド(〒164-0001中野区中野4-11-10)へ簡易書留で郵送▶①東京都福祉保健財団 ☎3344-8533②③④東京リーガルマインド ☎5913-6225▶詳細は、募集要項(子ども家庭部管理課で配布予定)または東京都福祉保健財団、東京リーガルマインドホームページを参照

税金

インターネット公売の実施

滞納税金に充当するため、滞納者から差し押さえた財産のインターネット公売を実施します。

事前に「Yahoo! JAPAN ID」を取得する必要があります。詳細は、区ホームページを参照▶日程等=参加申し込み=7月3日(金)午後1時~20日(月)午後11時▶入札=7月28日(火)午後1時~30日(水)午後11時▶公売予定物品=野球関連グッズ、アニメフィギュアほか

◆下見会

7月9日(水)午前10時~午後3時▶納税課窓口(区役所中棟2階)▶要事前連絡

…………… いずれも ……………

▶納税課公売・調整担当

その他

原爆被爆者に見舞金を支給します

7月1日現在、区内在住で被爆者健康手帳をお持ちの方に見舞金2万1000円を支給します。元年度に見舞金を受給し、引き続き資格を有する方は申請の必要はありません。

被爆者健康手帳・本人の銀行口座が分かるもの・印鑑を持参の上、7月31日までに直接、障害者施策課障害者福祉係(区役所東棟1階)▶同係

特別弔慰金の請求の受け付け再開

新型コロナウイルス感染拡大防止のため休止していた請求受け付け窓口を再開しました。

戦没者等の死亡当時の遺族で、2年4月1日(基準日)に公務扶助料や遺族年金を受けている方(戦没者等の妻や父母等)がいない場合、先順位の遺族1名に額面25万円、5年償還の記名国債を支給▶請求期限=5年3月31日▶受付時間=午前9時~午後4時▶保健福祉部管理課地域福祉係

杉並区敬老会中止のお知らせ

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、今年の「杉並区敬老会」の開催は中止します。
 高齢者施策課いきがい活動支援係

後期高齢者医療制度のお知らせ

——問い合わせは、国保年金課高齢者医療係 ☎5307-0651へ。

8月1日から保険証の大きさは
カードサイズになります



後期高齢者医療被保険者証を送付します

現在ご使用の「後期高齢者医療被保険者証」(以下、「保険証」)の有効期限は7月31日です。8月1日からの保険証を、7月15日以降に簡易書留で送付します。

カードサイズになった新しい保険証の色はオレンジ色で、有効期限は4年7月31日です。また、医療機関等での窓口支払いの自己負担割合(1割または3割)が記載されているのでご確認ください。

有効期限が過ぎた保険証は、個人情報に留意の上、ご自身で破棄するか、国保年金課高齢者医療係(区役所東棟2階)またはお近くの区民事務所へ返却してください。

限度額適用・標準負担額減額認定証/限度額適用認定証について

現在、「限度額適用・標準負担額減額認定証」「限度額適用認定証」(以下「認定証」)をお持ちの方で引き続き交付基準に当てはまる方には、上記保険証とは別に、8月1日から使用する認定証を7月20日以降に普通郵便で送付します。有効期限が切れた認定証は破棄または返却してください。

現在、認定証をお持ちでない方で、交付基準(次の①または②)に当てはまる方は、申請により認定証が交付されます。

①自己負担割合1割の方で、世帯全員が住民税非課税

②自己負担割合3割の方で、同世帯の後期高齢者医療被保険者全員の2年度住民税課税所得がいずれも690万円未満

認定証と保険証を合わせて医療機関に提示すると、支払いの一部負担金は月当たりの限度額までとなります。自己負担割合1割の方は、入院時の食事代も減額されます。

後期高齢者医療保険料の通知を7月中旬に送付します

2年度は2年に1度の保険料率見直しの年にあたり、均等割額を4万4100円に、所得割率を8.72%に改定しました。保険料決定通知書には年間保険料額とその根拠が、納入通知書には納入方法を記載しています。納付書が同封されている場合は、納付書に記載されている場所で期限までに納めてください。同封されていない場合は、年金からの引き落とし、または口座振替となります。

○均等割額の軽減について

同一世帯の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の「総所得金額等を合計した額」をもとに、均等割額を軽減しています。

国が特例として実施してきた、総所得金額等の合計額が33万円以下の方の軽減は、介護保険料軽減の拡充等と併せて見直されました。

○保険料の徴収猶予・減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方は、保険料の徴収猶予・減免などの相談を受け付けています。

確定申告期限延長による影響について

確定申告および特別区民税・都民税の申告期限が延長されたことに伴い、申告の内容が自己負担割合や認定証の適用区分の判定、保険料の算定に反映されていない場合があります。申告した内容が判明し、自己負担割合や認定証の適用区分、保険料額が変更になった場合は、変更決定の通知書等を改めて送付します。

70～74歳で国民健康保険加入の方へ

高齢受給者証を送付します

現在ご使用の「東京都国民健康保険高齢受給者証」(以下「高齢受給者証」)の有効期限は7月31日です。8月1日から使用する高齢受給者証を、7月中旬に簡易書留で世帯主宛てに送付します。

有効期限が過ぎた高齢受給者証は、個人情報に留意の上、ご自身で破棄するか、国保年金課国保資格係(区役所東棟2階)またはお近くの区民事務所に返却してください。

負担割合の判定基準

8月～3年7月までの負担割合は、元年中の所得状況で判定します。判定の対象者は同一世帯の70～74歳の国民健康保険加入者です。

2割負担

対象者全員の住民税課税所得金額が145万円未満
または対象者全員の旧ただし書き所得の合計が210万円以下

3割負担

対象者のうち、1人でも住民税課税所得金額が145万円以上かつ対象者全員の旧ただし書き所得の合計が210万円を超える
※3割負担の場合でも、元年中の収入の合計が下表の基準に該当する場合は、申請により2割負担になります。

〈3割負担の方が申請により2割負担になる基準表〉

対象者	基準額
1人の世帯	● 収入が383万円未満 ● 収入が383万円以上かつ同一世帯の後期高齢者医療制度への移行者との収入の合計が520万円未満
2人以上の世帯	収入の合計が520万円未満

確定申告および特別区民税・都民税の申告期限が延長されたことに伴い、申告した内容が負担割合の判定に反映されていない場合があります。申告した内容が判明し、負担割合が変更になる場合は、高齢受給者証を改めて送付します。

☎国保年金課国保資格係

ダイオキシソ類調査結果

〈大気中ダイオキシソ類調査結果〉

単位:pg-TEQ/m³

調査地点	元年 5月22日 ～29日	8月21日 ～28日	11月13日 ～20日	2年 2月7日 ～14日	元年度 年平均値	平成30年度 3調査地点の 年平均値
井草森公園	0.011	0.0099	0.014	0.024	0.015	0.016
大宮前体育館	0.010	0.012	0.014	0.023	0.015	0.018
郷土博物館	0.0087	0.013	0.013	0.018	0.013	0.016

※環境基準=0.6pg-TEQ/m³以下。

〈河川ダイオキシソ類調査結果(水質)〉

単位:pg-TEQ/l

調査地点	元年 8月1日	2年 2月19日	元年度 年平均値
宮下橋(神田川)	0.14	0.075	0.11
佃橋(神田川、玉川上水放流口)	0.28	0.079	0.18
尾崎橋(善福寺川)	0.064	0.064	0.064
和田見橋(神田川)	0.10	0.065	0.083

※環境基準=水質:1pg-TEQ/l以下。

区は、「杉並区ダイオキシソ類の発生抑制に関する条例」に基づき、区内のダイオキシソ類による汚染の状況についての調査測定を定期的実施しています。元年度に実施した調査結果は、大気・河川とも環境基準値内の濃度でした。

* ダイオキシソ類とは、ポリ塩化ジベンゾフラン、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシソおよびコプラナーPCBを合わせたものです。
* 1pgは1兆分の1gです。
* TEQとは、ダイオキシソ類の毒性の強さは種類により異なるため、最も毒性の強いダイオキシソの量に換算したものです。

- 「杉並区ダイオキシソ類の発生抑制に関する条例」により、簡易焼却炉での焼却や野焼きなどは原則禁止されています。
- 家庭用簡易焼却炉の無料回収を希望する方は、お問い合わせください。なお、固定式や人力で運べないものは対象外です。
- 煙や臭いの苦情が寄せられています。落ち葉のたき火は控えましょう。

☎環境課公害対策係

7月5日(日)は東京都知事選挙です



投票所における新型コロナウイルス感染症対策について

7月5日に行われる東京都知事選挙は、都の未来を決める大切な選挙です。選挙管理委員会では、選挙を実施する上で、下記のとおり新型コロナウイルス感染症拡大の防止対策に取り組みます。皆さんも、ご自身の予防対策をした上で、投票をお願いします。

—問い合わせは、選挙管理委員会事務局へ。

投票所の主な感染症対策

- ☑ 投票所にアルコール消毒液を設置します
- ☑ 投票管理者・投票立会人、投票所従事者はマスク・ビニール手袋を着用します
- ☑ 投票所の定期的な換気を行います
- ☑ 記載台・鉛筆などを定期的に消毒します

有権者の皆さんへ

- 鉛筆（シャープペンシル）を持参することができます ※インクがにじむ可能性があるため、ボールペンの使用は推奨しません。
- 咳エチケット、来場前後の手洗い・消毒にご協力ください
- 周囲の方と距離を保つようにお願いします

元年度情報公開制度と個人情報保護制度の運用状況

—問い合わせは、情報政策課情報公開係へ。

情報公開制度

区では、昭和61年に「杉並区情報公開条例」を制定し、区民の皆さんに区が管理する情報の公開を求める権利を保障するとともに、区の説明責任を明らかにしています。

◇情報公開請求（運用状況は表1・2）

個人に関する情報や、法令により公開できないと定められている情報などを除き原則公開します。どなたでも区が管理する情報の公開（閲覧・写しの交付など）を窓口・郵送・ファクス・電子申請にて請求することができます。

個人情報保護制度

区では、昭和61年に「杉並区個人情報保護条例」を制定し、区民の皆さんの個人情報の保護に努め、適正に取り扱うため、管理や利用について次のようなルールを定めるとともに、区が管理する自己情報の開示等を求める、区民の皆さんの権利を保障しています。

◇個人情報の適正な収集・管理等（運用状況は表3）

- 本人からの収集を原則とし、適法、公正な方法により必要な範囲で個人情報を収集します。
- 個人情報を適正に管理するため、漏えい防止などの必要な措置を取ります。
- 本人の同意がある場合のほか、法令に定めがある場合や緊急かつやむを得ない場合などを除き、収集した個人情報の目的外利用や外部提供をすることはありません。

◇自己情報の開示等請求（運用状況は表4・5）

どなたでも自分の個人情報が記載された、区が管理する文書などの開示（閲覧・写しの交付など）を請求することができます。また、個人情報に事実の誤りがあるときや、条例に違反して収集、利用または提供されているときは、その情報の訂正・消去・利用中止の請求ができます。

請求は窓口で受け付けます（本人確認資料が必要）。

〈表1 請求情報内容別の請求状況〉

請求情報内容の区分	件数
委託・契約に関するもの	85
組織・職員に関するもの	391
土木・建築に関するもの	14
環境・衛生に関するもの	24
会議資料に関するもの	5
学校・教育に関するもの	7
意見・要望に関するもの	3
その他	199
合計	728

〈表2 情報公開請求の可否決定状況〉

可否決定の区分	件数
公開	66
一部公開	524
非公開（不存在）	71
非公開（不存在以外）	2
不適用	0
存否応答拒否 ※	3
取り下げ	39
翌年度へ繰り越し	23
合計	728

※公開請求に関する情報の存否を明らかにするだけで、非公開情報を公開することになるときは、その存否を明らかにせず、請求を拒否すること。

〈表3 個人情報の登録業務等の件数〉

内容	件数
業務登録	1262
外部委託	727
目的外利用	1386
外部提供	701
外部結合	119

〈表4 自己情報開示等の請求状況〉

請求区分	請求件数
開示（閲覧・写しの交付）	26
訂正	0
消去	0
目的外利用・外部提供の中止	0
合計	26

〈表5 自己情報開示等の可否決定状況〉

可否決定の区分	件数
開示	6
一部開示	16
非開示（不存在）	1
非開示（不存在以外）	0
存否応答拒否	0
取り下げ	0
翌年度へ繰り越し	3
合計	26

国勢調査2020

10月1日に実施します！シリーズ④

何を調べるの？



調査の内容は、「世帯員の数」「住居の種類」「男女の別」「出生の年月」「国籍」「従業地または通学地」「仕事の種類」など、全部で19項目です。いずれも、国や都、区が人口や世帯に関する現状を正確に把握し、行政を的確に運営していくために必要な調査項目です。

調査票は統計法によって厳重に管理され、統計を作成する以外の目的で使用されることは絶対にありません。詳細は、総務省ホームページ（国勢調査2020キャンペーンサイト〈右2次元コード〉）をご覧ください。

区民生活部管理課統計係 ☎5307-0621



広告

相談無料

遺産相続に強い弁護士への無料相談

お問い合わせはコチラ！

03-6256-8925

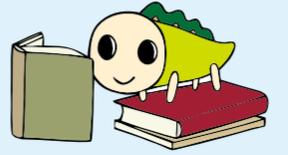
※広告の内容については、各広告主にお問い合わせください。広告掲載のお問い合わせは広報課へ。

※相談内容によっては税理士等の専門家をご紹介しております。

東京都千代田区平河町2丁目7番4号 砂防会館8階5号 直法律事務所

図書館 7月の行事

——問い合わせは、各図書館（永福☎3322-7141／柿木☎3394-3801／高円寺☎3316-2421／宮前☎3333-5166／西荻☎3301-1670／阿佐谷☎5373-1811／南荻窪☎3335-7377／下井草☎3396-7999／高井戸☎3290-3456／方南☎5355-7100／今川☎3394-0431／成田☎3317-0341）へ。



各図書館の催し

表中に（事前申込制）の記載があるものは、電話または直接、各図書館（申込順）へ。その他の催しは当日直接会場（先着順）へ。

図書館	日時	内容・対象・定員
高円寺	7月29日(水)①午後3時～3時25分②午後3時30分～4時	こわいおはなし会①（絵本中心）幼児向け②（語り中心）小学生～大人向け 定各20名
宮前	7月17日(金)～8月31日(月)	スギヤマカナヨさんの絵本の原画展
西荻	7月25日(土)午後2時～2時40分	キラリ☆キラキラ夏のおはなし会 定幼児～小学生とその保護者 定20名
阿佐谷	7月23日(祝)午前10時～正午	小学生図書館員体験 定小学生 定5名（事前申込制）
	7月27日(月)午後3時～3時30分	工作会「きみへ挑戦状！ピラミッド立体パズル！」 定幼児～小学生 定15名
南荻窪	7月25日(土)午前10時～11時30分	カブトムシ・クワガタをみてみよう 定各12名（事前申込制。7月4日から） 定各回1時間

図書館	日時	内容・対象・定員
高井戸	7月19日(日)午前10時～正午、午後1時30分～4時	消しゴムはんこで夏のポストカードをつくろう 定幼児～小学生とその保護者 定各4名（事前申込制） 定1回15分（入替制）
	7月23日(祝)・24日(祝)・26日(日)午前10時30分～11時30分	図書館たんけん隊 定小学2～6年生 定各3名（事前申込制）
	7月25日(土)午後2時～4時	科学あそび教室「DNAってなんだろう」 定小学3年生～中学生 定16名（事前申込制）
今川	7月19日(日)午後2時～3時	夏の星座おはなし会&工作会 定幼児～小学校低学年 定中止の場合、「夏の星座キット」（星の本リストつき）をプレゼント（30名〈先着順〉）



柿木、高円寺、阿佐谷、南荻窪、高井戸、今川、成田図書館で

七夕飾りに
願い事を書こう！

7月7日
まで

夏の図書館で
読書チャレンジ

読書にチャレンジして、スタンプやシールを集めると、プレゼントがもらえるイベントを開催します。実施期間・対象などの詳細は、各図書館へお問い合わせください。



7月は 社会を明るくする運動

強調月間・再犯防止啓発月間です

～あなたのまなざしで
再出発を見守る社会へ

——問い合わせは、児童青少年課青少年係☎3393-4760へ。

◆社会を明るくする運動

「社会を明るくする運動」は、法務省が主唱し、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの立ち直りに関して、全ての国民が理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、安全で安心な地域社会を築くための全国的な運動で、今年で70回目になります。

区では、区長を委員長とした推進委員会を設置し、杉並区保護司会をはじめとした地域団体の皆さんと一緒にこの運動を推進しています。

◆更生保護とは

社会の中での立ち直りを導き、助け、再び犯罪や非行に陥るのを防ぐ仕組みです。その活動には、保護司や協力雇用主をはじめ、多くの方が関わっています。「信じてくれる人がいること」「必要とされる場所があること」、それは更生への大きな支えとなります。更生保護は、社会に暮らす人たちが広く関わることで達成される取り組みです。

—— 区の更生保護団体 ——

杉並区保護司会／杉並区更生保護女性会／杉並区保護観察協会

ひまわりフェスタ 推進イベント

7月15日(水)～17日(金)午前9時～午後5時（最終日は午後3時まで） 場区役所1階ロビー
内更生保護、犯罪被害者支援に関するパネルの展示

杉並区図書館を使った

調べる学習コンクール
作品を募集します

因テーマは自由（応募者本人の創作で未発表の作品に限る）▶
用紙サイズ=小学生はB4判または八ツ切り、中学生以上はA4判まで▶ページ数=50ページ以内（表紙、目次、参考文献一覧を除く）▶募集期間=9月1日～24日（必着）▶その他=調べるときに利用した本の名前・ホームページアドレス・図書館名を明記 定区内在住・在学の小学生～高校生 申区立小中学生で、在学の学校で作品を取りまとめている場合=学校へ提出/個人=作品に応募用紙（各図書館で配布。区ホームページからも取り出せます）を添えて、各図書館へ持参 定中央図書館事業係☎6304-9010 定入選作品は表彰式の後に展示。氏名・学校名・学年は原則公開。上位作品は、図書館振興財団主催の全国コンクールの三次審査に推薦。全国コンクールで入賞した作品の著作権は、同財団に帰属

講演・講座②

環境活動推進センター

◆乾電池を作ろう～電池リサイクルの必要性を学ぶ こども

タブレット端末を使用したり、リサイクルクイズゲームやオリジナル電池作りを体験したりします。

📅7月23日(祝)午前10時～正午 場同センター 師JBRC担当職員 区内在住・在学の小学3～6年生 定15名(抽選) 申往復はがき・Eメール(9面記入例)で、7月11日(必着)までに同センター 持ち帰り用の袋・筆記用具持参

◆海の子ども環境工作教室～マグネット作り こども

海岸漂着物でマグネットを作ります。

📅7月24日(祝)午前10時～正午 場同センター 師NPO法人日本渚の美術協会・市川真澄 区内在住・在学の5歳～小学生(3年生以下は保護者同伴) 定10名(抽選) 費350円 申往復はがき・Eメール(9面記入例)で、7月11日(必着)までに同センター 持ち帰り用の袋・筆記用具持参

◆ラップの芯を使ったオリジナル万華鏡作り こども

📅7月25日(土)午前10時～正午 場同センター 師NPO法人子ども理科教育振興会・土田三盛 区内在住・在学の5歳～小学生(3年生以下は保護者同伴) 定10名(抽選) 費200円 申往復はがき・Eメール(9面記入例)で、7月11日(必着)までに同センター 包装紙(20cm×20cm程度)・持ち帰り用の袋・筆記用具持参

◆子ども木工教室「貯金箱作り」 こども

📅7月26日(日)午前10時～正午・午後1時～3時 場同センター 師東京土建杉並支部・堀場勇 区内在住の小学生(3年生以下は保護者同伴) 定各10名(抽選) 費各1500円 申往復はがき・Eメール(9面記入例)で、7月11日(必着)までに同センター プラスドライバー・金づち・持ち帰り用の袋・筆記用具持参

◆子どもクラフト教室～小物作り こども

📅8月1日(土)午前10時～正午 場同セ

ンター 師森林インストラクター・岩崎光義ほか 区内在住・在学の小学生(2年生以下は保護者同伴) 定10名(抽選) 費500円(保険料含む) 申往復はがき・Eメール(9面記入例)で、7月11日(必着)までに同センター 持ち帰り用の袋・筆記用具持参

◆太陽の力はすごい!ソーラーミニカーをつくろう! こども

恐竜vs怪獣のアニメ上映、省エネ紙芝居もあります。

📅8月1日(土)午後2時～4時 場同センター 師グリーンファンド秋田事務局長・鈴木伸予 区内在住・在学の小学生(3年生以下は保護者同伴) 定10名(抽選) 費1000円 申往復はがき・Eメール(9面記入例)で、7月13日(必着)までに同センター 持ち帰り用の袋・筆記用具持参。2歳～就学前の託児あり(定員あり。100円(保険料)。事前申込制)

◆セミの羽化を観察しよう

📅8月1日(土)午後6時30分～8時30分(雨天中止) 場都立善福寺川緑地・緑陰広場▶集合=成園橋付近 師東京都環境学習リーダー・境原達也 区内在住・在学で5歳以上の方(小学生以下は保護者同伴) 定20名(抽選) 費100円(保険料) 申往復はがき・Eメール(9面記入例)で、7月13日(必着)までに同センター

◆ペットボトルと風船で作る空気砲ロケット こども

📅8月8日(土)午前10時～正午 場同センター 師NPO法人子ども理科教育振興会・猪狩寛 区内在住・在学の5歳～小学生(3年生以下は保護者同伴) 定10名(抽選) 費150円 申往復はがき・Eメール(9面記入例)で、7月11日(必着)までに同センター

◆夏の昆虫観察会、身近に息づく虫を発見しよう

📅8月29日(土)午前10時～正午(荒天中止) 場集合=善福寺公園上の池ポート乗り場前 師元日本昆虫学会会員・青木良、日本昆虫学会会員・須田真一、林弥生子 区内在住・在勤・在学で5歳以上の方(小学生以下は保護者同伴) 定30名(抽選) 費100円(保険料) 申往復はがき・Eメール(9面記入例)で、7月13日(必着)までに同センター

◆「かんきょうアイデア展2020」作品募集

📅展示期間=10月1日(木)～11日(日) 場同センター ①リサイクル作品部門=不用になった物を材料として使用した作品②レポート部門=「海洋ごみ」「食品ロス」に関することや、環境を守るために役立つアイデア・活動例・研究など③自然の恵み部門=緑のカーテン・打ち水・雨水利用などの実践、写真、レポート、アイデアなど/①は表現方法自由。ただし工作物は縦横高さの合計が100cm程度②③はファイルまたは模造紙(模造紙の場合は原則1枚まで)。優秀作品には区長賞、教育長賞ほか 区内在住・在勤・在学で小学生以上の方(グループでの参加も可) 申作品に、住所・氏名(フリガナ)・年齢・学校名・学年・電話番号を書いて、9月14日～27日(必着)に同センターへ郵送・持参

..... いずれも

📞環境活動推進センター(〒168-0072 高井戸東3-7-4 ☎5336-7352) ☒kouza@ecosuginet.jp (水曜日を除く)

スポーツ

競技大会

区民体育祭

◆テニス

📅8月16日～11月22日の日曜日・祝日、午前9時～午後7時(予備日を含め13日間) 場松ノ木運動場(松ノ木1-3-22) ①種目(男女別)=シングルス・ダブルス(A級・B級・壮年・男シニア)/B級は各種大会の1回戦敗退者・初心者対象。重複申し込み不可 区内在住・在勤・在学の方(高校生以下を除く。壮年55歳以上、男シニアは65歳以上(いずれも7月10日現在)) 費1種目1500円。ゆうちょ銀行「00180-9-137392杉並区テニス連盟」へ振り込み 申申込書(テニスコートのある区体育施設で配布)に振替受領書の写しを添えて、7月10日(必着)までに区テニス連盟・吉永節子(〒166-8799 成田東4-38-14杉並郵便局留)へ郵送 📞同連盟・斎藤 ☎080-3458-8830 (午後7時～10時) ☒詳細は、同連盟 ☒http://www.suginamiku-tennis.jp/参照

◆ソフトバレーボール兼サマースマイルカップ大会

📅8月29日(土)午前9時～午後7時 場上井草スポーツセンター(上井草3-34-1) 区ソフトバレーボール連盟登録チームほか 費1チーム4000円(当日) 申申込書(区体育施設で配布)を、8月4日(必着)までに区ソフトバレーボール連盟事務局・飯島典子(〒166-0013堀ノ内1-8-3-202)へ郵送 📞飯島 ☎090-4733-2886

◆フェンシング

📅8月30日(日)午前10時 場大宮前体育館(南荻窪2-1-1) ①種目=シニア(高校生以上)、中学生、小学5・6年生、小学3・4年生、小学1・2年生の部(いずれも男女別) 区内在住・在勤・在学の方 定100名(申込順) 費2000円(保険料含む) 申☎電話・Eメール(9面記入例)で、8月10日までに区フェンシング協会・高橋 ☎090-6519-6953 ☒fencer@suginami-fencing.org ☒保険証持参。車での来場不可

スポーツ教室

ゴルフ明解講座

📅①7月8日～8月7日②9月2日～10月2日▶水曜日=午前10時30分～11時50分・午後7時30分～8時50分▶金曜日=午前10時30分～11時50分(各計5回) 場西荻ゴルフセンター(西荻北2-37-8) 区内在住・在勤で20歳以上の方 定①各5名②各3名(申込順) 費各1万2500円 申往復はがき・ファクス(9面記入例)で、各開講日前日(必着)までに大友和男(〒166-0011 梅里2-8-3 ☎042-463-5750) ☒畔蒜 ☎090-5560-0424 ☒振り替え受講可。無料貸し出しクラブあり

スポーツハイツ

◆パパあつまれ、子育て応援運動講座 子育て

📅内7月23日(祝)①午前10時～11時=親子水泳②11時15分～正午=ベビースイミング 場スポーツハイツ 師スポーツハイツインストラクター 区①3歳～未就学児②生後6カ月～3歳未満のお子さんとその保護者 定各20組(申込順) 費各組1100円 申電話で、同施設

◆50歳からゆっくりはじめる水泳講座

📅8月6日～27日の毎週木曜日、午後1時～2時▶8月9日～30日の毎週日曜日、午後3時～4時(いずれかの日程で4回参加) 場スポーツハイツ 区プールに初めて入る方ほか 定各10名(申込順) 費各6600円 申電話で、同施設 ☒水着・ゴーグル・キャップ・タオル・飲み物等持参。長寿応援対象事業

◆ノルディック・ウォークで免疫力アップ!

善福寺川緑地でノルディック・ウォークをします。📅8月9日(日)午前10時30分～11時45分(雨天中止) 場集合=スポーツハイツ 師全日本ノルディック・ウォーク連盟講師 大方孝 区3km程度歩ける方 定20名(申込順) 費1100円(保険料含む。別途ポールレンタル料550円) 申電話で、8月7日までに同施設 ☒ウエストバッグまたはリュックサックで、飲み物・タオル・帽子等持参。長寿応援対象事業

..... いずれも

📞スポーツハイツ(堀ノ内2-6-21 ☎3316-9981)

杉並区シルバー人材センター

パソコン教室 (少人数制1～3名)

📅8月=1日(土)～31日(月)(10日(祝)を除く。荻窪教室は休講)▶9月=1日(火)～29日(火)(21日(祝)・22日(祝)を除く)/清水教室=月～金曜日、阿佐谷教室(阿佐谷南1-14-2みなみ阿佐ヶ谷ビル7階)=火・水・金・土・日曜日(火・水・金曜日は夜間のみ)、荻窪教室(荻窪2-29-3)=火・金曜日/いずれも開催時間はお問い合わせください 区右表のとおり 師同センター会員 定各1～3名(申込順) 費4回コース=9365円▶3回コース=7045円▶2回コース=4735円▶1回コース=2420円 申はがき・ファクス(9面記入例)にコース名・教室名・曜日・時間帯・昼間の連絡先も書いて、8月講座は7月15日、9月講座は8月15日(いずれも消印有効)までに同センター清水分室(〒167-0033清水3-22-4 ☎3394-5004)。または同センターホームページから申し込み 📞同分室 ☎3394-2253 ☒個別のオーダー講座もあり。自宅への出張サービス(パソコン、スマートフォン、タブレットの指導・設定など)を1時間2077円で受け付けています

種別	コース名	回数
初歩	入門1・入門2	各4回
	インターネット・メール	各3回
ワード	入門・初級・中級	各4回
エクセル	初級・中級	各4回
活用	デジカメ入門	各4回
	写真加工	
	エクスペローラー	
	プレゼンテーション	
趣味	アドレス帳	4回
	名刺作成	各2回
	お絵かき	
	お名前シール	1回

*デジカメ入門、写真加工を受講する方は、デジタルカメラ、USBケーブル、SDカード等のメモリを持参。詳細は、区ホームページをご覧ください。

その他

「すぎなみ名物ファミリー駅伝」

実行委員の募集

3年2月28日(日)に蚕糸の森公園運動場(和田3-55-49)で開催します。
 函 駅伝の企画・運営 関 区内在住・在勤・在学で18歳以上の方 申 電話番号で、7月31日までに杉並区スポーツ振興財団 ☎5305-6161 他 実行委員会を

毎月1回程度、平日午後6時30分以降から区役所で開催



7月1日からの広報番組「すぎなみスタイル」のテーマは

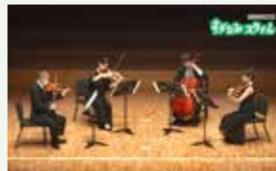
日本フィル×杉並公会堂×杉並区

「コロナ収束を願うコンサート」

区と日本フィルハーモニー交響楽団、杉並公会堂が協力して開催した「コロナ収束を願うコンサート」を紹介します。弦楽四重奏の美しい音色と併せてお楽しみください。

● 視聴方法 ●

- ・YouTube杉並区公式チャンネル
- ・J:COM東京 地上デジタル11ch(午前9時、午後8時から毎日放送)



交流自治体の催し



群馬県 東吾妻町

吾妻の朝市

時 7月30日(木)午前10時～午後2時 場 区役所中杉通り側入り口前 内 東吾妻産の高原野菜や加工品 関 文化・交流課 他 売り切れ次第終了。買い物袋持参



広報すぎなみの掲載広告を募集します

10～12月に発行する「広報すぎなみ」に掲載する広告を募集します。

函 主な配布方法=新聞折り込み、区役所・区民事務所などの区立施設、駅、コンビニエンスストアなどの広報スタンドほか。希望する方へ個別の配布あり ▶ 発行日=月2回(原則、1日・15日) ▶ 発行部数=約17万4000部 ▶ 掲載料=1号につき1枠1万円(原稿等の作成費用は広告主負担) ▶ 規格=縦10mm×横235mm ▶ 掲載位置=広報紙中面下部欄外(掲載面は区が決定) ▶ 募集枠=各号4枠 申 申込書(広報課(区役所東棟5階))で配布。区ホームページからも取り出せます)に広告原稿案を添えて、7月31日午後5時(必着)までに同課広報係へ郵送・持参 関 同係 他 広告原稿はデータで提出。掲載の可否は後日通知。詳細は、区ホームページ参照。区ホームページのバナー広告も募集中

杉並区の情報をお知らせしています

—問い合わせは、広報課へ。



フェイスブック (Facebook)

区の取り組みや地域の魅力、イベント情報など、区民の皆さんの知りたい情報を発信しています。

★アカウント名=杉並区広報課



ツイッター (Twitter)

イベント情報や区からのお知らせ、日々のちょっとした出来事などをお届けします。

★アカウント名=杉並区広報課



区の後援・その他の催し・講座など

情報ぽけっと

申し込みは、各団体へ

催し

座の市 7月18日(土)午前11時～午後5時(売り切れ次第終了) / 座・高円寺 / 杉並でとれた野菜や区の交流自治体の物産品、地方の逸品などの販売 / 関 座・高円寺 ☎3223-7500

ジャズ&ポップスコンサート 8月1日(土)午後1時30分～3時30分 / 細田工務店(阿佐谷南3丁目) / 出演=スーパー・ベーシック・クラブ 辻美和子ほか / 区内在住で60歳以上の方 / 35名(先着順) / 300円 / 関 杉の樹大学同窓会・原山 ☎090-9973-6587

講演・講座

東京衛生アドベンチスト病院「ウエルネス操体法教室」 7月10日(金)・31日(金)、8月14日(金)・28日(金)午後0時30分～2時 / 同病院(天沼3丁目) / 東京学芸大学名誉教授・池田克紀 / 各20名(申込順) / 各1100円 / 関 電話番号で、同病院健康教育科 ☎3392-6151

東京都空き家フォーラムin杉並 7月12日(日)①午前10時～午後4時=大相談会②午前11時～正午=「失敗しない実家の相続対策」③午後1時30分～2時30分=「カツオが磯野家を片付ける日」 / ワイム貸し会議室・荻窪(上荻

1丁目) / ②弁護士・角田智美③実家片づけアドバイザー・渡部亜矢 / 空き家所有者、将来空き家となる恐れのある建物の所有者ほか / ②③各30名(申込順) / 関 電話番号・ファクス(9面記入例)で、7月12日までにネクスト・アイズ ☎0120-406-212 関 ☎5574-0921(電話は、午前10時～午後6時(水曜日除く)) / 当日参加可

認知症サポーター養成講座 7月12日(日)午後1時30分～3時30分 / ゆうゆう大宮前館(宮前5丁目) / キャラバン・メイト 中目昭男 / 区内在住・在勤・在学中で中学生以上の方 / 10名(申込順) / 関 電話番号で、ゆうゆう大宮前館 ☎3334-9640 / 終了後、認知症サポーターの証し「オレンジリング」を差し上げます

親子で石けん作り体験 8月7日(金)午前10時30分～正午 / 環境活動推進センター / 区内在住・在勤・在学の小学生とその保護者 / 10組(抽選) / 関 往復はがき(9面記入例)で、7月11日(必着)までにNPO法人すぎなみ環境ネットワーク(〒168-0072高井戸東3-7-4) / 関 同団体 ☎5941-8701(午前9時～午後5時(水曜日を除く))

シルバー人材センター絵画教室・習字教室 8月7日(金)・21日(金)=絵画(水彩画)教室 ▶ 14日(金)・28日(金)=習字(毛筆)教室 / いずれも午後1時30分

～3時30分 / 同センター清水分室(清水3丁目) / 同センター会員 / 各10名(申込順) / 各3000円 / 関 電話番号で、7月15日までに同センター清水分室 ☎3394-2253

良い子が育つ読み聞かせ講座(入門編) 8月22日(土)午後2時～3時40分 / 高井戸地域区民センター / 出演=えほん教育協会会長・浜島代志子 / 子育て中の方、教育関係者ほか / 30名(申込順) / 1500円。中学生以下無料 / 関 往復はがき(9面記入例)にお子さんの同伴の有無と人数、子育て応援券使用の有無も書いて、8月20日(必着)までにこどもの成長を護る杉並ネットワーク・井原太一(〒168-0073下高井戸2-10-21-611) / 関 井原 ☎070-6611-2925 / 詳細は、同団体ホームページ参照

その他

税金なんでも相談会 7月8日(水)午後1時～4時 / 東京税理士会荻窪支部(荻窪5丁目) / 関 電話番号で、東京税理士会荻窪支部 ☎3391-0411(平日午前9時30分～午後5時(正午～午後1時を除く)) / 1人45分程度

税金なんでも相談会 7月14日(火)午前10時～正午、午後1時～4時 / 東京税理士会杉並支部(阿佐谷南3丁目) / 関 電話番号で、7月13日までに東京税理士会杉並支部 ☎3391-1028 / 1人40分程度

相続・不動産・空き家 無料相談会

7月14日(火)午後1時～6時 / セシオン杉並 / 関 電話番号で、7月13日までに日本地主家主協会事務局 ☎3320-6281 / 関係資料がある場合は持参

シルバー人材センターリサイクル自転車の販売 7月20日(月)～22日(水)午前11時～午後4時(荒天延期) / リサイクル自転車作業所(永福2丁目) / 販売価格=6800円～ / 関 20日のみ往復はがき(9面記入例)で、7月8日(必着)までに同センター(〒166-0004阿佐谷南1-14-2みなみ阿佐ヶ谷ビル6階)。21日・22日はお問い合わせください / 関 リサイクル自転車作業所 ☎3327-2287(土・日曜日を除く)

相続、離婚、金銭問題等書類・手続無料相談会 7月27日(月)午後1時～4時 / 庚申文化会館(高円寺北3丁目) / 区内在住・在勤・在学の方 / 関 東京都行政書士会杉並支部 ☎0120-567-537

戦没者遺児による慰霊友好親善事業 9月9日(水)ほか(実施地域ごとに異なります) / 西部ニューギニアほか12地域 / 戦没者の遺児 / 10万円 / 関 日本遺族会事務局 ☎3261-5521 / 詳細は、お問い合わせください

自衛官等募集 種目=自衛官候補生 ▶ 資格=18～32歳の方 ▶ 受付期間=通年 / 関 自衛隊東京地方協力本部高円寺募集案内所 ☎3318-0818

※申し込みは「広報すぎなみ」の発行日からとなります。
 ※紙面上では市外局番「03」の表記を省略しています。

すぎなみ地域大学

8~9月開講講座の受講生を募集します

まちを彩る「学び」のチカラ。すぎなみ地域大学で、まちに踏み出すきっかけを作ませんか。

— 問い合わせは、地域課地域人材育成係 ☎3312-2381 へ。

〈開講講座一覧〉

講座名	日時・場所・対象・定員(抽選)・費用	応募締め切り日(必着)
地域活動基礎コース		
まちとつながる! ~まちあわせカフェ	時 9月10日(木)・17日(木)・25日(金)午後7時~9時 (計3回) 場 区役所分庁舎 (成田東4-36-13) 定 10名	8月20日
地域活動実践コース		
地域防災コーディネーター養成講座	時 8月22日午後2時~4時・29日(前半/後半)、9月5日(前半/後半)・12日(前半/後半)・26日(前半のみ)、いずれも土曜日▶前半=午前10時~午後0時30分▶後半=午後1時30分~4時(計8回) 場 区役所分庁舎(成田東4-36-13)ほか 定 18名 費 3500円	8月2日
救急協力員講座	時 8月29日(土)午前9時~午後0時15分 場 杉並保健所(荻窪5-20-1) 対 区内在住・在勤・在学中で、救命技能認定証を持っていない16歳以上の方 定 12名 費 500円	8月10日
知的障害者ガイドヘルパー講座	時 9月5日(土)午前9時~午後5時・6日(日)午前9時~午後5時30分、11月14日(土)午前9時30分~正午(ほか1日実習あり。計4回) 場 区役所分庁舎(成田東4-36-13) 定 18名 費 2000円	8月16日

※対の記載がないものは、区内在住・在勤・在学の方。

公開講座

● 地域防災コーディネーター養成講座から

「災害多発時代の備えの大切さ」



災害に対する備えは、日頃からしっかり継続して行うことが大切です。国や都などの防災に関する委員を数多く務め、テレビやマスコミでも活躍している講師に、日常の備えの大切さ、防災意識を「生活習慣」にしていくことについて伺います。

時 8月22日(土)午後2時~4時 場 区役所第4会議室(中棟6階) 対 危機管理教育研究所代表・国崎信江(上写真) 定 30名(申込順) 申 電話・Eメールに講座名、氏名(フリガナ)、電話番号を書いて、地域課地域人材育成係

すぎなみ地域大学への申し込み方法等

申 はがき・ファクス・Eメール(9面記入例)に受講動機と修了後の活動目標、在勤・在学の場合は勤務先・学校名も書いて、地域課地域人材育成係(〒166-0015成田東4-36-13 ☎3312-2387 ✉tiikidaigaku-t@city.suginami.lg.jp)。またはすぎなみ地域大学ホームページ(右二次元コード)から申し込みます 他 講座の詳細等は、すぎなみ地域大学ホームページ・募集案内(駅の広報スタンド、区役所、区民事務所、図書館等で配布)参照



今年で最後!

ゆるキャラグランプリ 2020 THE FINAL



1日1票!

応援してね!

なみすけ・ナミー

「なみすけ・ナミー」がエントリー! 投票をお願いします!

— 問い合わせは、産業振興センター観光係 ☎5347-9184 へ。

投票期間 ▶ 7月1日(水) 午前10時~9月25日(金) 午後6時



●「ゆるキャラ®グランプリ」とは...

地域振興のために活動しているマスコットキャラクターを対象とした人気投票で、全国のゆるキャラ®の知名度アップによる地域活性化を目的としています。平成23年から開催されてきましたが、今年で最後となります。

●投票方法

「ゆるキャラ®グランプリ」ホームページから「なみすけ・ナミー」エントリー画面にアクセスし、投票してください(右上二次元コードからもアクセス可)。※初回のみID登録が必要(一部を除く)。

お知らせ 高齢や体が不自由などさまざまな事情で、「広報すぎなみ」の入手が困難な方には配送します。申し込みは広報課へ。

世帯と人口 (住民基本台帳) 6月1日現在()は前年比

世帯数	日本人のみの世帯	313,677(18減)	合計 328,221 (194減)
	外国人のみの世帯	11,880(169減)	
	日本人と外国人の世帯	2,664(7減)	

人口	男		女		小計		合計 576,875 (178減)
	日本人	268,023(36増)	291,181(23減)	559,204(13増)			
	外国人	8,795(95減)	8,876(96減)	17,671(191減)			